破産手続終結

平成２５年（フ）第９９４号
千葉県千葉市美浜区高浜４丁目10番24棟103号、開始決定時の住所千葉県船橋市小室町2933番地
破産者　芦塚　雅子（開始決定時の姓谷川）
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門4313番地
破産者　株式会社市川紙業社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
千葉県千葉市緑区あすみが丘１丁目４番地３メンバーズタウン土気Ａ２号、開始決定時の住所千葉県船橋市習志野５丁目２番７―203号
破産者　青柳　裕香
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０号
京都府与謝郡与謝野町字上山田967番地の１
破産者　東朋株式会社
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２７１号
熊本市北区清水本町18番17号
破産者　イシヌキチョウリ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７３号
釧路市昭和中央３丁目36番１号
破産者　九十三綾子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
岩手県釜石市新浜町１丁目６番５号　水産試験場宿舎４号室、前住所福島県いわき市小名浜野田字柳町41番地の17
破産者　黒沢　清隆
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
静岡県榛原郡吉田町神戸1584番地の１　グローバル吉田Ａ302、開始決定時の住所静岡県掛川市岩滑1087番地の１
破産者　渥美　文子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
名古屋市瑞穂区市丘町１丁目63番地の２　パークサイド市丘501号
破産者　ライフプランナーしぶやこと東海合同事務所こと　澁谷　　譲
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７号
三重県松阪市宝塚町839番地１　メゾンシグナスＡ113号室、前住所三重県名張市つつじが丘北４番町206番地
破産者　山田惠一郎
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３４５５号
兵庫県芦屋市海洋町12番１―1617号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市山手町５番37号
破産者　喜多　俊憲
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１号
福岡県直方市大字頓野3602番地86
破産者　Ｔ　ａｎｄ　Ｓこと　坂田　利成
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第５２号
北海道帯広市東８条南19丁目７番地７
破産者　川端　一夫
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
北海道帯広市西17条北２丁目37番17号
破産者　谷地　修子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
石川県金沢市尾山町５番３号　セブンハイツ302号、開始決定時の住所横浜市金沢区柴町365番地の１　シーブリーズ金沢６―101
破産者　佐藤　昭明
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６号
金沢市此花町８番15号
破産者　大海　幸子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８７号
金沢市武蔵町５番５号　コープ野村武蔵弐期棟609号
破産者　坪川美智子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所